

令和2年門審第23号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官福間功出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年6月22日08時10分

長崎県壱岐島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	18トン	3.4トン
登 録 長	17.01メートル	9.58メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	573キロワット	
漁船法馬力数		70

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を設け、同室前部中央に自動操舵装置、左舷側にGPSプロッター及びレーダー2台を、右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、いか一本釣り漁の目的で、船首0.7メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和元年6月20日09時00分頃長崎県神崎漁港を発し、同県対馬東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、18時30分頃漁場に到着して翌21日03時頃まで操業に従事した後、漁場を離れて東方に移動し、06時頃から17時頃まで錨泊して休息をとり、18時頃漁場に戻って魚群を探索した後、23時頃いかつり漁を始め、やがて風が強まったので操業を終えて帰航することとし、翌々22日03時30分漁場を発進した。

a受審人は、舵輪後方に備えた肘掛け付きの椅子に腰掛け、2台のレーダーを1海里及び6海里の各レンジで作動させ、対馬東方沖合を南下して壱岐島北西方沖合に至り、07時24分僅か過ぎ若宮灯台から305.5度（真方位、以下同じ。）3.43海里の地点で、予定針路の方向を視認し、他船を見掛けなかったため、針路を189度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,350にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、針路を定めた際に他船を見掛けなかったため、07時49分少し過ぎ手長島灯台から271度2.00海里の地点に達した

とき、気が緩んで眠気を催し、椅子に腰掛けた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、これまで居眠りに陥ったことがなかったため、このまま操船できると思い、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同じ姿勢で操船を続けるうちに、いつしか居眠りに陥った。

a 受審人は、08時07分壱岐大瀬灯台から31.7度2.61海里の地点に至ったとき、正船首930メートルのところにBを視認することができ、同船が船首を北東方に向けて移動しないことや船型などから漂泊中の漁船であることが分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近したが、居眠りに陥っていて、このことに気付かず、Bを避けることなく続航した。

こうして、Aは同じ針路で進行し、08時10分壱岐大瀬灯台から30.7度2.32海里の地点において、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの左舷側外板に前方から22度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の北東風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部後方に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、同右舷側に機関遠隔操縦装置、同左舷側にレーダー、GPSプロッター等を備えたFRP製漁船で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、b受審人が1人で乗り組み、ひらまさ一本釣り漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同月22日06時00分長崎県郷ノ浦港を発し、壱岐大瀬灯台北西方約3海里沖合の漁場に向かった。

b受審人は、06時40分漁場に到着して漂泊を始め、レーダーを停止して魚群探知機を作動させ、右舷船尾部に立って釣り糸1本を50メートルないし60メートル投下し、同糸が直下に伸びるよう船位を保持しながら魚信を待った。

b受審人は、魚信がないので幾度か漂泊地点を変え、08時00分衝突地点付近で、機関を中立運転として漂泊を開始し、釣り糸を降ろそうとしたところ無線で呼び出され、携帯電話で応じて会話を終え、釣り糸を降ろした。

08時07分b受審人は、前示衝突地点で、031度に向首していたとき、左舷船首22度930メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれのある態勢で接近する状況であったが、ひらまさを釣ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在にも、この状況にも気付かず、漂泊中の自船を避けずに接近する同船に対し、避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく、一本つりを続けた。

こうして、b受審人は、衝突地点で漂泊を続け、魚信を感じて釣り糸を揚げていたところ、Bは、船首方位が変わらぬまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部に擦過傷を生じ、Bは、左舷側外板を破壊して転覆し、曳航中に沈没して、のち廃船処理された。また、b受審人が海上に投げ出されていたところをAに救助されたものの、7日間の加療を要する胸椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、壱岐島西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点付近の海域には特別法である海上交通安全法及び港則法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との間に衝突のおそれが生

じた場合の航法規定がないことから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、壱岐島西方沖合において、航行中のAが、居眠り運行の防止措置が不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかつたことも一因をなすものである。

a 受審人は、壱岐島西方沖合において、操業を終えて椅子に腰掛けた姿勢で単独の操船に当たり、神崎漁港に向けて帰航中、気が緩んで眠気を催した場合、同じ姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで居眠りに陥ったことがなかったのに、このまま操船できると思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、同じ姿勢で操船を続けるうちにいつしか居眠りに陥り、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けまいまま進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、壱岐島西方沖合において、ひらまさ一本釣り漁をしながら漂泊する場合、接近する他船に気付くことができるよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、ひらまさを釣ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれのある態勢で接近するAに気付かず、衝突を

避けるための措置をとらないまま、漂泊を続けて同船との衝突を招き、
A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自らが負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、
同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月23日

門司地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人